

# 性風俗産業の現状 と 売春防止法改正による影響

売春防止法における「買う側の処罰」規定新設議論との関係で

---

グラディアトル法律事務所（東京弁護士会）  
代表弁護士 若林 翔

著書『歌舞伎町弁護士』 性風俗関連法務 累計相談件数 約5万件・累計顧問先店舗数 約1,000店舗

令和8年4月23日

# 本日の議論の流れ

20分で理解する「買春処罰化」の問題点

- 1 性風俗産業への影響——影響を受ける女性の数
- 2 売春防止法改正議論 3つの論点と性産業への影響
- 3 女性の自己決定権 —— 憲法13条
- 4 地下化リスク——買春犯罪化が招く逆効果
- 5 美人局・恐喝被害の急増リスク
- 6 処罰範囲の曖昧さ——罪刑法定主義
- 7 議論のきっかけ——事件認識の誤り
- 8 現行法の正確な理解——不均衡論の誤解
- 9 既存法令で対応可能・売春勧誘罪廃止論
- 10 結論

# 1 性風俗産業への影響—影響を受ける女性の数

警察庁データ・業界調査より

**33,890件**

性風俗関連特殊営業  
届出数（令和6年末）

**約215万人**

推計従事女性キャスト数  
（業界ポータルから試算）

**2～5兆円**

性風俗関連産業の  
年間市場規模（推計）

## 約215万人の推計根拠

大手ポータルサイト（シティヘブンネット）に掲載されている店舗数：5,785店、掲載女性数：374,076人

警察庁届出数（33,890件）に対し、掲載店舗数（5,785店）は約1/5.7

掲載女性数374,076人×5.7（届出数/掲載店舗比）≒ 約215万人と推計

※届出を出していないエステ・料亭等の実質的な風俗業種も含めると、さらに多い可能性あり

出典：警察庁「令和6年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯の取締り状況等について」  
シティヘブンネット掲載数（クローリング時点）

## 2 売春防止法改正議論 考え得る3つの論点の整理

### 【前提】 3つの論点

#### 案① 立ちんぼ買春のみ処罰

売春勧誘罪に対応する買春（立ちんぼ・SNS勧誘への買春）のみを処罰対象に追加。影響は限定的。

#### 案② 広く売買春を処罰

成人間の合意に基づく売買春を広く処罰対象とする。性風俗産業全般に甚大な影響。

#### 案③ 性交類似行為まで拡大

「売春」の定義を拡張し、性行為のみならず性交類似行為を含む。現行合法の風俗産業が全面崩壊。

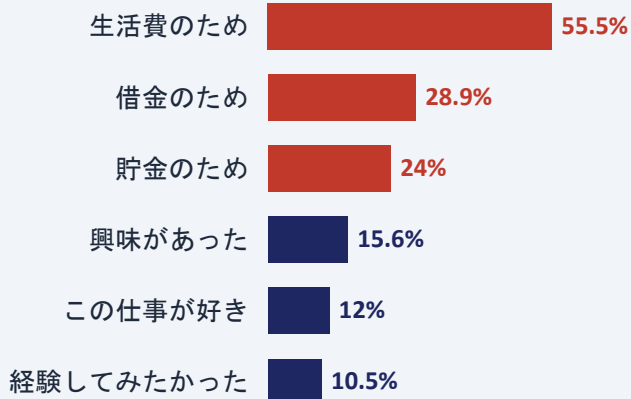
### 【3つの論点に対する性風俗産業の現状等を踏まえた視点】

- 1 最善は売春勧誘罪の廃止（「不均衡」解消の本筋）。これが難しければ現行法維持。
- 2 やむを得ず改正するとしても案①にとどめ、案②・案③には断固反対。
- 3 改正の議論の発端となった事件は既存法令で対処可能であり、そもそも成立しない。

## 2-B 買春の犯罪化が女性に与える打撃

守るはずの女性を貧困化させる本末転倒な結果になる！

### 働く動機（性産業従事女性384名調査）



### 案① 立ちんぼのみ

影響：限定的

萎縮効果・客足減少のリスクあり。一般性風俗産業への直接影響は小さい。

### 案② 広く売買春

影響：甚大

本番行為のある女性も処罰対象。多くの女性が失業・収入減。2～5兆円市場に打撃。

### 案③ 類似行為まで拡大

影響：壊滅的

デリヘル・ヘルス等すべてが「売春」に該当。合法風俗産業が全面崩壊。全女性が失業。

守るはずの女性を貧困化させる本末転倒な結果になる！

AV新法でも、守るべきAV女優の仕事・収入を奪い、当事者から多くの批判が殺到した。それ以上の社会的影響が起きる。

2～5兆円規模の巨大市場への打撃、経済への影響。風俗店で働く人の他、取引先の周辺業種にも大きな影響が及ぶ。

# 3 女性の自己決定権——憲法13条

処罰根拠の不存在

日本国憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については...最大の尊重を必要とする。」

「真の同意はない」論は**性風俗業界の実情や当事者の認識と乖離**している！

「女性はセックスワークに自律的に同意する能力を持たない」という前提は、女性の判断能力を否定する逆説的な差別的論理。当事者の意思を無視している。

調査（性産業従事女性384名）では**「興味があった」「この仕事が好き」「経験してみたかった」**などの積極的動機も多数。**当職が風俗店経営者や働く女性キャストから聴取したところ、近年は「自由に使えるお金を増やしたい」「ブランド物が欲しい」「良いところに住みたい」「居酒屋より楽で稼げる」という動機も増加。**

YouTube・TikTokなどで顔出し配信する女性キャストも増えており、性風俗産業で働くことについて、「搾取されている」「恥ずべきもの」という認識を持たずに働いている女性も少なくない。

**最高裁判決も示す差別的効果**

持続化給付金不支給事件（令和7年6月16日・第一小法廷）宮川美津子裁判官反対意見：無店舗型性風俗特殊営業を行う事業者を持続化給付金等の支給対象から除外することは、同営業の事業者及び接客従業者が「劣位に置かれている」という評価・印象の固定化」をもたらすと指摘。買春の犯罪化も同様の効果をもたらす。

# 4 地下化リスク——買春犯罪化が招く逆効果

性風俗は決してなくなる。犯罪化は地下に潜るだけ

性風俗を含む売春は人間の根幹的な欲求に基づくものであり、決して無くなることはない。犯罪化は地下化を招くだけ。

## 1 反社会的勢力の台頭

反社による売春組織の拡大、18歳未満を使う売春組織が増えるおそれも。

## 2 海外出稼ぎ売春の急増

近年すでに増加中。日本での売春・買春が犯罪化すれば、海外での売春がさらに加速する。

## 3 警察へ助けを求められなくなる

現在もグレーゾーン営業のメンズエステでは盗撮被害を摘発恐れで申告しないケースがある。犯罪化されれば、盗撮・暴力被害にあった女性が警察に助けを求められなくなる。美人局被害の男性も同様。

## 4 AV新法でも地下化が発生（国内実証）

適正AVへの規制強化で、同人AV・ライブチャット事業者が急増。無修正・詐欺的勧誘（動画公開を告げずに撮影）など悪質な行為が横行している。

# 4-A 北欧モデルの失敗——地下化の国際的証拠

Vuolajärvi (2022) LSE Women, Peace and Security Working Paper に基づく

ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（LSE）欧州研究所の助教授（国際移民学）であるNiina Vuolajärvi（2022年当時）は、セックスワーカーやその他の性風俗関係者、警察・ソーシャルワーカー、政策立案者への210件のインタビュー、セックスワーカー129人のインタビューなどの調査に基づいた研究を行っている。当該研究においては、以下のような指摘がなされている。

- ・ インタビューに応じた人々のうち、自分が人身売買の被害者である、もしくは誰かに強制されて売春することになったと考えているのはわずか6%であった。
- ・ 客が警察を恐れるため、安全な場所より客が選ぶ暗い場所での取引が増加した。
- ・ 買春の犯罪化により、顧客が取引を人目につかない場所でやりたがることから、路上やホテルなどセックスワーカーにとって安全な場所よりも、顧客の自宅その他の顧客が選んだ場所に行くことが増える。こうしてセックスワーカーの顧客に対する交渉力が弱った結果として、安全対策を緩めざるを得なくさせ、暴力にさらされるリスクを高めている。
- ・ フォーマルな住宅へのアクセスが制限されることで、多くのセックスワーカーが売春行為が行われていることを知っていながら部屋を貸すインフォーマルで搾取的な賃貸環境に頼らざるを得なくなり、売春斡旋を増加させ、搾取的な環境に追い込まれることにつながりうる。
- ・ 北欧モデル導入は売春行為に対する否定的な態度につながり、1996年には30%のスウェーデン人が売春行為の犯罪化を支持していたが2012年には52%に増加した。この意識が、むしろセックスワーカーに対する暴力や差別の経験を助長する要因となっていると思われる。

出典：Niina Vuolajärvi「買春者の犯罪化：北欧地域の経験から」LSE Women, Peace and Security Working Paper (2022)（訳：戸谷知尋）<https://www.lse.ac.uk/women-peace-security/assets/documents/2024/Niina-Vuolajarvi-Japanese.pdf>

# 4-B AV新法が証明する地下化——日本国内の実証

2022年施行から3年：規制強化が招いた逆効果

AV新法（2022年6月施行）：出演者保護を目的に規制強化。保護すべき女性たちが違法領域へ流出

## 1 適正AV出演機会の激減

厳格な規制で撮影可能本数が制限され、多くの女優が廃業に追い込まれた。仕事が激減した女優に同人AV業者からのオファーが急増。

## 2 同人AV・個人撮影への流出

「契約書なし・即金」の同人AVへの誘い文句で、保護のない非法な撮影が増加。無修正動画として世界配信される被害事例が多発（元女優・かさいあみ氏証言）。

## 3 違法ライブ配信の急増

AV新法の適用外である無審査のアダルトライブ配信、海外無修正配信への流出が続出。施行直後から個人撮影者・無審査業者が大幅増加。

## 4 法学者の警告

河合幹雄教授：「適正AVではなく、個人制作の同人AVや違法サイトが本当の問題や性犯罪の温床になっている。この部分こそ規制すべき」と新法を批判。

**売春防止法で買春を広く犯罪化すれば、同様またはより大規模な地下化が起きる。**

出典：弁護士JPニュース（2025年12月・7月）/「WEB特集 アダルトビデオ(AV)に出演したら...“地下化”に潜む新たな被害」（NHKニュース、2022年10月21日）

# 5 美人局・恐喝被害の急増リスク

不同意性交等罪改正後の実態から見える危険信号

## 180件

警視庁管内での美人局相談件数（2024年）

2023年：わずか1件 → 約180倍に急増

実際の被害件数・被害額はこの何倍にもなる！

## 3,700万円

被害総額（2024年・警視庁管内推計）

当事務所でも多数の相談。刑事処罰を恐れ申告しない人が多く、  
実態は氷山の一角

売春防止法で買春を犯罪化すれば、同様または更に悪質な美人局が急増する

### 反社会的勢力による組織的美人局

美人局は個人ではなく、背後の反社が女性をそそのかして実行させるケースが多い。女性への刑事罰があっても反社への抑止にならない。むしろ被害者である女性がさらなる犯罪に巻き込まれるリスクが増す。現状でも**組織的な美人局組織**がある。**ぼったくりをやっていたグループがメンズエステ等で美人局**を行っている。

### 密室での証明困難（不同意性交等罪と同様の構造）

沖縄：デリヘル女性が150万円要求し5万円を恐喝取で逮捕（2024年）。東京：示談金1,000万円近く支払わされた事例（弁護士ドットコム報告）。

出典：現代ビジネス（2025年3月）/ 弁護士ドットコムニュース（2026年1月）

# 6 処罰範囲の曖昧さ——罪刑法定主義の問題

「売春」の定義拡大が招くグレーゾーンの激増

買春処罰の対象範囲は極めて曖昧で、現場での自己判断が困難になる

## 明らかに対象外

- ・ 一般のデート
- ・ 通常の飲食店での接待

## グレーゾーン（案②以上）

- ・ パパ活・援助交際
- ・ デートクラブ
- ・ 銀座クラブ・キャバクラの枕営業
- ・ 風俗店内での本番行為

## 完全に対象（案③）

- ・ デリヘル・ファッションヘルスのサービス全般
- ・ 現行適法な全性風俗サービス

>> どこまでが「対価を伴う性行為」か現場での判断は困難。萎縮効果・恣意的摘発のリスク

# 7 議論のきっかけ——事件認識の誤り

## 【発端となった事件】

12歳のタイ人少女がマッサージ店で性的サービスを強要された事件。「買う側が処罰されないのはおかしい」との声がメディア・国会で拡大。

この事件で「買う側を処罰できない」は誤り——既存法令で対応済み

不同意性交等罪（刑法177条）

児童福祉法34条1項6号

不同意わいせつ罪（刑法176条）

児童買春・ポルノ禁止法

- 売春防止法に「法の空白」は存在しない。

# 8 現行法の正確な理解——「不均衡」論の誤解

## メディア・推進論者の誤解

「売春防止法は売る側のみ処罰し、  
買う側を処罰しない＝不均衡」  
(売る側は「単純な売春」も  
処罰対象という誤解・ミスリード)

× 誤解

## 正確な現行法の内容

売春防止法の処罰対象は  
「路上等での売春の勧誘行為のみ」  
(5条1号・売春勧誘罪)

売春行為本体を行った女性も  
原則として処罰されない

■ 正確な法律理解

>> 真の「均衡」を求めるなら、売春勧誘罪を廃止し、迷惑防止条例等に委ねるべき

議論のきっかけ・誤解・ミスリードの構造はAV新法のとおり

AV新法：民法改正で成人年齢が引き下げられても18歳のAV出演は民法改正前から可能だったにもかかわらず、「高校生がAVに出られるようになる」という誤った解釈で世論を扇動。今回も同様の誤認・ミスリードが議論の出発点となっている。

# 9 既存法令で対応可能——新たな処罰規定は不要

売春勧誘罪に対応する買春のみ処罰でも同様の問題が残る

性的搾取・強要・未成年売春はすでに以下の法令で対処可能

不同意わいせつ罪・不同意性交等罪（刑法176・177条）

児童福祉法34条1項6号

児童買春・児童ポルノ禁止法

職業安定法63条2号

風営法（売春要求罪等）

人身売買罪（刑法226条の2）

売春勧誘罪に対応する買春のみ処罰（案①）でも同様の問題が残る

売春防止法5条3号「広告その他これに類似する方法」にはインターネット掲示板・SNSも含むと解され、出会い系・マッチングアプリ経由での売春にも売春勧誘罪が適用されうる（逮捕事例あり）。

従って案①の範囲でも、女性の自己決定権侵害・地下化・美人局増加の懸念が残る。真の均衡を求めるなら、売春勧誘罪そのものを廃止し、迷惑防止条例等に委ねるべきである。

**>> 不均衡を理由とするなら：売春勧誘罪を廃止 >> 保護目的なら：既存法令の適切な運用で対応**

# 10 結論

## 第一

案②・案③は断固反対  
広く売買春を処罰化する改正は、女性の自己決定権侵害・貧困化・地下化・美人局急増を招き、守るべき女性をかえって不幸にする。

## 第二

最善は現状維持  
買春側の処罰は、既存法令（不同意性交等罪・児童福祉法等）で対応可能。

## 第三

売春勧誘罪の廃止が本筋  
真の均衡を求めるなら、売春勧誘罪を廃止し、迷惑防止条例等の一般法に委ねるべき。

## 第四

やむを得ず改正するなら案①のみ  
立ちんぼ買春のみを対象とする最小限の改正にとどめ、立法過程では当事者（セックスワーカー等）の意見を直接聴取すること。

# 主要参考文献・出典

【法令】売春防止法 / 刑法177条・178条 / 児童福祉法34条 / AV出演被害防止・救済法（令和4年法律第78号） / 風営法

【判決】最高裁第一小法廷 令和7年6月16日判決（令和6年（行ツ）第21号）・宮川美津子裁判官反対意見

【研究】Niina Vuolajarvi「買春者の犯罪化：北欧地域の経験から」LSE Women, Peace and Security Working Paper (2022)（訳：戸谷知尋）  
<https://www.lse.ac.uk/women-peace-security/assets/documents/2024/Niina-Vuolajarvi-Japanese.pdf>

【研究】渡會睦子ほか「HIV検査の受検勧奨のための性産業の事業者及び従事者に関する研究 性産業に従事する事業者と女性従業者の実態調査と受検勧奨」厚生労働科学研究費補助金 研究報告書  
[https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2018/182121/201819009A\\_upload/201819009A0005.pdf](https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2018/182121/201819009A_upload/201819009A0005.pdf)

【統計】警察庁「令和6年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯の取締り状況等について」  
<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/hoan/R7kouaniinkaihoukoku3.pdf>

【報道】弁護士JPニュース「AV新法が招いた地下化」(2025/12)  
<https://www.ben54.jp/news/2954>

弁護士JPニュース「AV新法施行3年も...“違法AV”なぜ増加？ ルール守る「適格AV業者」の苦境と「アングラ業者」暗躍の誤算」(2025/7)  
<https://www.ben54.jp/news/2478>

弁護士ドットコムニュース「不同意性交等罪が美人局に利用」(2026/1)  
[https://www.bengo4.com/c\\_1009/n\\_19783/](https://www.bengo4.com/c_1009/n_19783/)

【報道】現代ビジネス「日本でレイプ事件が急増している？」(2025/3)  
手嶋海嶺「北欧モデルと非犯罪化モデルの比較論」note (2023)